

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 2 月 26 日 (金) 第 186 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (3件) (水産振興課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の計画の決定 (2件) (農地整備課取扱い) 3
- 道路の区域の変更 (3件) (道路維持課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 4
- 都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 5
- 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱 (※) (管財課取扱い) 5
- 障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱等の一部を改正する要綱 (※) (管財課取扱い) 5

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 5
- 落札者等の公告 (12件) (管財課取扱い) 6
- 警察官採用試験公告 (警務課取扱い) 11

### 企 業 管 理 規 程

- 鹿 児 島 県 工 業 用 水 道 給 水 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※) (工業用水課取扱い) 13

## 告 示

### 鹿 児 島 県 告 示 第 209 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 保 安 林 と し て 指 定 す る 予 定 で あ る 。

令和 3 年 2 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大 島 郡 瀬 戸 内 町 大 字 嘉 鉄 字 湊 原 360 番 2 ・ 360 番 3 ( 以 上 2 筆 に つ い て 次 の 図 に 示 す 部 分 に 限 る 。 ) , 360 番 4
- 2 指定の目的  
潮 害 の 防 備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第210号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年2月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成8年10月30日鹿児島県告示第1523号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第211号

日置市東市来町伊作田1646番地4 共進漁業生産組合理事檜物孝二及び日置市東市来町伊作田1646番地4 共栄漁業生産組合理事今田学からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和3年2月26日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 区域及び区分

- 1 区域 日置市東市来町・日吉町区域（江口漁業協同組合の地区）
- 2 区分 合計総トン数10トン以上の2隻の漁船により船びき網を使用して行う漁業

### 鹿児島県告示第212号

西之表市住吉1734番地1 迫立昭政及び西之表市住吉3207番地 押川信二からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和3年2月26日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 区域及び区分

- 1 区域 西之表市住吉区域（西之表市大字住吉の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業又はきびなごさし網漁業を営む漁業

### 鹿児島県告示第213号

熊毛郡屋久島町一湊831番地5 真辺時哉及び熊毛郡屋久島町一湊166番地 輓保徳からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和3年2月26日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 区域及び区分

- 1 区域 屋久島町一湊区域（熊毛郡屋久島町一湊の地区）

2 区分 主として沖合一本釣り漁業を営む漁業（主としてさば釣り漁業を営む漁業を除く。）

### 鹿児島県告示第214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（用排水施設等整備）（農業用排水施設整備）池田地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年2月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和3年3月1日から同月26日まで
- 3 縦覧場所  
指宿市耕地林務課

### 鹿児島県告示第215号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業農村地域防災減災（ため池整備）（農用地利用保全）盛原地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年2月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和3年3月1日から同月26日まで
- 3 縦覧場所  
喜界町役場農業振興課

### 鹿児島県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和3年2月26日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	辺塚根占線	肝属郡南大隅町根占横別府 字池之尾541番5地先から 同町根占川南字山戸坂上 6141番1地先まで	前後	7.3～17.2 9.5～25.3	505.1 513.1

### 鹿児島県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年2月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	伊集院蒲生溝 辺線	鹿児島市郡山町2000番1地 先から2000番7地先まで	前	11.2～11.6	20.0
			後	11.9～14.7	20.0

#### 鹿児島県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年2月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	伊集院蒲生溝 辺線	鹿児島市郡山町2000番1地先から2000番7地先まで	令和3年 2月26日

#### 鹿児島県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年2月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志布志福山線	志布志市志布志町志布志字 見帰866番地先から同市有 明町伊崎田字下原8108番3 地先まで	前	10.5～35.0	3,889.3
			前	20.1～134.0	3,711.9
			後	10.5～35.0	3,889.3
			後	20.1～118.7	3,711.9

#### 鹿児島県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年2月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	志布志福山線	志布志市志布志町志布志字見帰866番地先から同市 有明町伊崎田字下原8108番3地先まで	令和3年 2月27日

**鹿児島県告示第221号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により奄美市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年2月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 名瀬都市計画下水道
  - (2) 名称 奄美市公共下水道
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

**鹿児島県告示第222号**

庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和3年2月26日

鹿児島県知事 塩田康一

庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱  
庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式の2及び別記第4号様式中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

**鹿児島県告示第223号**

障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和3年2月26日

鹿児島県知事 塩田康一

障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱等の一部を改正する要綱

（障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱の一部改正）

第1条 障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱（平成18年鹿児島県告示第2005号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式注4中「平成35年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

別記第2号様式中「印」を削る。

（障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱の一部を改正する要綱の一部改正）

第2条 障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱の一部を改正する要綱（平成30年鹿児島県告示第861号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和3年2月28日までの間」に改める。

附 則

この要綱は、令和3年2月26日から施行する。

**公 告**

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 3 年 2 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
肝 属 郡 肝 付 町 富 山 字 前 畑 1441 番 2, 1441 番 3, 1453 番 1, 1453 番 3, 1455 番 1, 1455 番 3,  
1458 番 の 一 部, 1459 番, 1462 番 の 一 部 及 び 1468 番 1 並 び に 字 大 塚 1586 番 3 の 一 部 及 び 1586 番  
4 の 一 部
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名  
肝 属 郡 肝 付 町 富 山 1455 番 地 1  
株 式 会 社 コ コ ペ リ  
代 表 取 締 役 松 井 和 行

.....  
落 札 者 等 の 公 告

特 定 調 達 契 約 に 係 る 落 札 者 を 次 の と お り 決 定 し た。

令 和 3 年 2 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 落 札 に 係 る 物 品 等 の 名 称 及 び 数 量  
鹿 児 島 県 有 施 設 そ の 1 (13 施 設) で 使 用 す る 電 気  
年 間 予 想 使 用 電 力 量 3,662,962 キ ロ ワ ッ ト ア ワ ー
- 2 特 定 調 達 契 約 に 関 す る 事 務 を 担 当 す る 部 局 の 名 称 及 び 所 在 地  
鹿 児 島 県 出 納 局 管 財 課 庁 舎 管 理 第 二 係  
鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
- 3 落 札 者 を 決 定 し た 日  
令 和 3 年 2 月 10 日
- 4 落 札 者 の 氏 名 及 び 住 所  
九 州 電 力 株 式 会 社 鹿 児 島 営 業 所  
鹿 児 島 市 与 次 郎 二 丁 目 6 番 16 号
- 5 落 札 金 額  
予 想 使 用 電 力 料 金 47,490,392 円
- 6 特 定 調 達 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た 手 続  
一 般 競 争 入 札
- 7 一 般 競 争 入 札 の 公 告 を 行 っ た 日  
令 和 2 年 12 月 18 日

.....  
落 札 者 等 の 公 告

特 定 調 達 契 約 に 係 る 落 札 者 を 次 の と お り 決 定 し た。

令 和 3 年 2 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 落 札 に 係 る 物 品 等 の 名 称 及 び 数 量  
鹿 児 島 県 有 施 設 そ の 2 (16 施 設) で 使 用 す る 電 気  
年 間 予 想 使 用 電 力 量 5,186,365 キ ロ ワ ッ ト ア ワ ー
- 2 特 定 調 達 契 約 に 関 す る 事 務 を 担 当 す る 部 局 の 名 称 及 び 所 在 地  
鹿 児 島 県 出 納 局 管 財 課 庁 舎 管 理 第 二 係  
鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
- 3 落 札 者 を 決 定 し た 日  
令 和 3 年 2 月 10 日
- 4 落 札 者 の 氏 名 及 び 住 所  
九 州 電 力 株 式 会 社 鹿 児 島 営 業 所  
鹿 児 島 市 与 次 郎 二 丁 目 6 番 16 号
- 5 落 札 金 額  
予 想 使 用 電 力 料 金 65,472,390 円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 2 年 12 月 18 日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。  
令和 3 年 2 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県有施設その 3 (18施設) で使用する電気  
年間予想使用電力量 5,508,085キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和 3 年 2 月 10 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 70,862,011円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 2 年 12 月 18 日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。  
令和 3 年 2 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県有施設その 4 (14施設) で使用する電気  
年間予想使用電力量 3,007,863キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和 3 年 2 月 10 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 40,425,603円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 2 年 12 月 18 日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 2 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県有施設その 5 (22施設) で使用する電気  
年間予想使用電力量 4,097,786キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和 3 年 2 月 10 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 58,303,869円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 2 年 12 月 18 日

.....  
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 2 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県有施設その 6 (21施設) で使用する電気  
年間予想使用電力量 5,140,031キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和 3 年 2 月 10 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 69,400,139円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 2 年 12 月 18 日

.....  
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 2 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県有施設その 7 (20施設) で使用する電気  
年間予想使用電力量 6,769,764キロワットアワー



- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年2月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市与次郎二丁目6番16号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 86,530,899円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和2年12月18日

.....  
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。  
令和3年2月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県有施設その8(26施設)で使用する電気  
年間予想使用電力量 4,624,546キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年2月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市与次郎二丁目6番16号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 58,784,515円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和2年12月18日

.....  
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。  
令和3年2月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県有施設その9(7施設)で使用する電気  
年間予想使用電力量 3,631,755キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年2月10日
- 4 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号

- 5 落札金額  
予想使用電力料金 44,929,156円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 2 年 12 月 18 日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 2 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県有施設その 10（11 施設）で使用する電気  
年間予想使用電力量 4,083,816 キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 3 年 2 月 10 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 54,303,447円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 2 年 12 月 18 日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 2 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県庁舎で使用する電気  
年間予想使用電力量 12,751,096 キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 3 年 2 月 10 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 134,866,109円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 2 年 12 月 18 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。  
令和 3 年 2 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
かごしま県民交流センターで使用する電気  
年間予想使用電力量 2,771,017キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和 3 年 2 月 10 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 32,537,824円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 2 年 12 月 18 日

警察官採用試験公告

令和 3 年度警察官採用試験を警視庁（東京都）及び滋賀県と共同して次のとおり実施する。  
令和 3 年 2 月 26 日

鹿児島県警察本部長 鈴木敏夫

1 試験区分及び職務内容

都 県 名	試 験 区 分	職 務 内 容
鹿児島県	警察官 A（男性，女性，武道，サイバー），警察官 B（男性，女性，武道，サイバー）	個人の生命，身体及び財産の保護，犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たる。
警視庁 滋賀県	警察官 A（男性），警察官 B（男性）	

2 受験資格

(1) 年齢

都 県 名	警 察 官 A	警 察 官 B
鹿児島県	昭和60年 4 月 2 日から平成12年 4 月 1 日までに生まれた者	昭和60年 4 月 2 日から平成16年 4 月 1 日までに生まれた者
警視庁	昭和61年 4 月 2 日から平成12年 4 月 1 日までに生まれた者	昭和61年 4 月 2 日から平成16年 4 月 1 日までに生まれた者
滋賀県	昭和61年 4 月 2 日以降に生まれた者	昭和61年 4 月 2 日から平成16年 4 月 1 日までに生まれた者

(2) 学歴・資格

学 歴 等	警 察 官 A	警 察 官 B
	・ 学校教育法による大学（4 年制大学以上のもの）を卒業した者又は令和 4 年 3 月末までに卒業見込	左記に掲げる者以外の者（注 1）

学 歴	みの者 ・ 人事委員会等が上記に該当する者と同等の資格があると認める者 (注1)	
試験区分 (武道) における 資 格	柔道の段位が 3 段以上又は剣道の段位が 3 段以上を有する男性	柔道の段位が 2 段以上 (学校教育法による高等学校を令和 4 年 3 月末までに卒業見込みの者は初段以上) 又は剣道の段位が 2 段以上を有する男性
そ の 他	次のいずれかに該当する者は受験できない。 ・ 日本の国籍を有しない者 ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	

(注 1) 鹿児島県は、いわゆる飛び級等の特例がある。  
都県によって異なる場合がある。

3 試験の方法、時期及び場所

区 分		警 察 官 A	警 察 官 B
第 1 次 試 験	試 験 日	令和 3 年 5 月 9 日 (日)	令和 3 年 9 月 19 日 (日)
	試 験 地	鹿児島市, 出水市	鹿児島市, 出水市, 霧島市, 鹿屋市, 西之表市, 奄美市
	試 験 種 目	専門試験 (サイバーのみ), 教養試験, 論文試験, 適性検査, 身体検査 (注 1)	専門試験 (サイバーのみ), 教養試験, 作文試験, 適性検査, 身体検査 (注 1)
	合格発表	令和 3 年 5 月 19 日 (水)	令和 3 年 9 月 28 日 (火)
第 2 次 試 験	試 験 日	令和 3 年 7 月 12 日 (月) から同月 16 日 (金) まで	令和 3 年 11 月 15 日 (月) から同月 19 日 (金) まで
	試 験 地	鹿児島市	
	試験種目	体力検査, 実技試験 (武道のみ), 面接試験, 身体検査	
	合格発表	令和 3 年 7 月 30 日 (金)	令和 3 年 12 月 3 日 (金)

○ 鹿児島県分については、上記のとおり。他都県については教養試験、論・作文試験の実施日等は上記のとおりであるが、それ以外については、別途当該都県が定める。

(注 1) 鹿児島県以外の都県を第 1 志望とする者は、第 1 次試験は、教養試験、論・作文試験のみを行う。

論・作文試験は、第 1 次試験日に実施するが、採点は第 2 次試験で行う。

4 受験申込手続等

(1) インターネットによる受験申込み

	警 察 官 A	警 察 官 B
申 込 受 付 期 間	令和 3 年 3 月 15 日 (月) 午前 8 時 30 分から 4 月 5 日 (月) 午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。	令和 3 年 7 月 26 日 (月) 午前 8 時 30 分から 8 月 16 日 (月) 午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。
	e 申請 ( <a href="https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SdsJuminWeb/JuminLg">https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SdsJuminWeb/JuminLg</a> )	

受験申込方法	Select) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。	
(2) 郵送による受験申込み		
	警 察 官 A	警 察 官 B
受験申込書 配布開始日	令和3年2月26日（金）	令和3年7月1日（木）
申込受付期間	令和3年3月15日（月）から4月 7日（水）まで（7日の消印有効）	令和3年7月26日（月）から8月 18日（水）まで（18日の消印有効）
受験申込書の 請求先	鹿児島県警察本部，鹿児島県内の各警察署，鹿児島県県外事務所等	
受験申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受験申込書に必要な事項を記入の上，必ず簡易書留郵便により郵送すること。</li> <li>・ 警察官A（男性）及び警察官B（男性）は，上記都県のうち第2志望まで選択することができる。ただし，鹿児島県以外の都県を第1志望とした場合は，鹿児島県を第2志望とすることはできない。なお，いずれかの都県で第1次試験に合格した場合は，第2志望は無効となる。</li> <li>・ 試験区分は，サイバーに限り男性又は女性との併願ができる。</li> <li>・ 受験申込書の受理後における試験区分，志望都県及び試験地の変更は認めない。</li> </ul>	
受験申込先	鹿児島県警察本部警務課	

## 5 採用候補者名簿の作成の方法

採用候補者名簿の作成方法は，各都県によって異なるが，鹿児島県分については次のとおりである。

- (1) 最終合格者は，採用候補者名簿に成績順に登載される。
- (2) 採用候補者の名簿の有効期間は，名簿の確定の日から原則として1年間である。

## 6 給与

給与は各都県によって異なるが，鹿児島県の場合は，「鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例」に基づき支給される。令和3年2月1日時点における初任給は，下表のとおりである（職務経験等がある場合は，加算される場合がある。）。

また，諸手当として，通勤手当，住居手当，超過勤務手当，特殊勤務手当，期末手当，勤勉手当等が，それぞれの支給条件に基づき支給される。

試験区分	初任給基準額
警察官A	204,400円（大学卒）
警察官B	187,600円（短期大学卒）
	173,900円（高等学校卒）

## 7 その他

試験内容等の詳細については，別に試験案内を交付する。

問 合 せ 先	
鹿児島県 警察本部 警務課	〒890-8566 鹿児島市鴨池新町10番1号 警察庁舎3階 電話（代表）099-206-0110（内線2636～2639） （直通）099-206-2220

## 企 業 管 理 規 程

## 鹿児島県企業管理規程第1号

鹿児島県工業用水道給水規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年2月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県工業用水道給水規程の一部を改正する規程

鹿児島県工業用水道給水規程（昭和47年鹿児島県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式，別記第3号様式から別記第6号様式までの規定及び別記第9号様式中「㊦」を削る。

別記第11号様式中「代表者名 ㊦」を「代表者名 \_\_\_\_\_」に改める。

別記第12号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規程は，令和3年4月1日から施行する。